（子育ての支援等）

第八十四条の四　国及び地方公共団体は、沖縄における子育ての支援の充実を図るため、児童の保育に関する事業の供給体制の確保について適切な配慮をするものとする。

2　国及び地方公共団体は、沖縄において、青少年であって障害を有するものその他社会生活を円滑に営む上での困難を有するものの修学又は就業を支援するため、これらの者に対する助言、指導その他の援助の実施に努めるものとする。

第八十五条第一項中「普及等」を「普及並びに科学技術に関する関係者間の交流の促進その他の」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　国及び地方公共団体は、沖縄における研究機関及び研究開発を行う事業者の集積並びに科学技術に関する国際的な拠点の形成を図るため、国立大学法人琉球大学の設置する琉球大学、沖縄科学技術大学院大学学園法（平成二十一年法律第七十六号）第二条に規定する沖縄科学技術大学院大学その他の研究機関と事業者その他の関係者との間の連携の促進その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第八十九条の見出し中「確保」を「確保等」に改め、同条第七項中「沖縄県の」を「沖縄の」に改め、同条に次の一項を加える。

8　国及び沖縄県は、沖縄の無医地区以外の地区において医療の提供に支障が生じている場合には、必要な医師等の確保、定期的な巡回診療、医療機関の協力体制の整備等により当該地区における医療の充実が図られるよう適切な配慮をするものとする。

第九十一条に次の一項を加える。

2　国及び地方公共団体は、沖縄における新たな鉄道、軌道その他の公共交通機関に関し、その整備の在り方についての調査及び検討を行うよう努めるものとする。

第九十二条の次に次の一条を加える。

（情報の流通の円滑化及び通信体系の充実）

第九十二条の二　国及び地方公共団体は、沖縄における住民の生活の利便性の向上、産業の振興、医療及び教育の充実等を図るため、情報の流通の円滑化及び高度情報通信ネットワークその他の通信体系の充実について適切な配慮をするものとする。

第九十四条中「第十七条」を「第九条」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章　駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置

第九十五条　駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置については、沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法（平成七年法律第百二号）の定めるところによる。

第九十六条から第百四条まで　削除

第百五条の二の見出しを「（沖縄振興交付金事業計画の作成）」に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

沖縄県知事は、沖縄振興計画に基づく事業又は事務（以下「事業等」という。）のうち、沖縄県が自主的な選択に基づいて実施する沖縄の振興に資する事業等（沖縄の市町村その他の者（以下「市町村等」という。）が実施する沖縄の振興に資する事業等であって、沖縄県が当該事業等に要する経費の全部又は一部を負担するものを含む。）を実施するための計画（以下「沖縄振興交付金事業計画」という。）を作成することができる。

2　沖縄振興交付金事業計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　沖縄の振興の基盤となる施設の整備に関する事業（当該事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業等を含む。）で政令で定めるものに関する事項

二　沖縄の振興に資する事業等（前号に掲げるものを除く。）であって次に掲げるものに関する事項

イ　観光の振興、情報通信産業の振興、農林水産業の振興その他の産業の振興に資する事業等

ロ　雇用の促進、人材の育成その他の職業の安定に資する事業等

ハ　教育及び文化の振興に資する事業等

ニ　福祉の増進及び医療の確保に資する事業等

ホ　科学技術の振興に資する事業等

ヘ　情報通信の高度化に資する事業等

ト　国際協力及び国際交流の推進に資する事業等

チ　駐留軍用地跡地の利用に資する事業等

リ　離島の振興に資する事業等

ヌ　環境の保全並びに防災及び国土の保全に資する事業等

ル　イからヌまでに掲げるもののほか、沖縄の地理的及び自然的特性その他の特殊事情に基因する事業等

三　計画期間

第百五条の二第五項中「沖縄振興特定事業計画」を「沖縄振興交付金事業計画」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「沖縄振興特定事業計画」を「沖縄振興交付金事業計画」に、「公表しなければならない」を「公表するよう努めるものとする」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「沖縄振興特定事業計画」を「沖縄振興交付金事業計画」に、「聴かなければならない」を「聴くよう努めるものとする」に改め、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5　沖縄県知事は、沖縄振興交付金事業計画に沖縄の市町村等が実施する事業等に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、当該市町村等の同意を得なければならない。

第百五条の二第二項の次に次の一項を加える。

3　沖縄振興交付金事業計画には、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載するよう努めるものとする。

一　沖縄振興交付金事業計画の目標

二　その他内閣府令で定める事項

第百五条の三第一項中「沖縄振興特定事業計画」を「沖縄振興交付金事業計画」に、「沖縄振興特定事業の実施」を「事業等の実施（沖縄の市町村等が実施する事業等に要する費用の全部又は一部の負担を含む。同項において同じ。）」に改め、同条第二項中「内閣総理大臣は、沖縄県知事」を「国は、沖縄県」に、「沖縄振興特定事業計画」を「沖縄振興交付金事業計画」に、「事業等の」に改め、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に、「事業」を「事業等」に、「他の」を「第八十九条第六項及び第百五条第一項から第三項までの規定並びに他の」に、「又は補助」を「若しくは補助又は交付金の交付」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　国は、前項に規定する経費に第百五条第一項に規定する経費が含まれる場合においては、当該経費について同項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参酌して、前項の交付金の額を算定するものとする。

第百五条の三の次に次の一条を加える。

（基金）

第百五条の四　沖縄県は、第百五条の二第二項第二号に規定する事業等に充てる経費の全部又は一部を支弁するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けることができる。

2　沖縄県が前項の規定により基金を設ける場合において、国は、当該基金の造成の目的である事業等が、あらかじめ複数年度にわたり財源を確保しておくことが施策の安定的かつ効率的な実施に必要不可欠であって、複数年度にわたり事業等の進捗状況等に応じた助成が必要であるが、各年度の所要額をあらかじめ見込み難く、弾力的な支出が必要不可欠である等の特段の事情がある事業等であると認めるときは、予算の範囲内で、当該基金の財源に充てるために必要な資金として前条第二項の交付金を交付することができる。

第百八条第九項中「（昭和二十二年法律第六十七号）」を削る。

第百十二条第一項第三号及び第四号中「沖縄県」を「沖縄」に改める。